

外觀試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
警戒区域	警戒区域の設定	目視により確認する。	a 警戒区域は、2以上の階にわたらないこと。ただし、一の警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合又は階段、エレベーター昇降路等に煙感知器を設ける場合は、この限りでない。 b 一の警戒区域の面積は、600㎡以下であること。ただし、主要な出入口から内部を見通すことができる場合にあつては、1,000㎡以下とすることができること。 c 警戒区域の一边の長さは、50m（光電式分離型感知器を設置する場合100m）以下であること。
受信機	設置場所等	目視により確認する。	a 防災センター等に設けてあること。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。 d P型1級受信機で接続することのできる回線の数が一のもの、P型2級受信機、P型3級受信機、GP型1級受信機で接続する回線が1回線のもの、GP型2級受信機及びGP型3級受信機は、3台以上設けられていないこと。 e P型2級受信機及びGP型2級受信機で接続する回線が1回線の受信機は、延べ面積又は床面積が350㎡を超えるものに設けられていないこと。 f P型3級受信機及びGP型3級受信機は、延べ面積又は床面積が150㎡を超えるものに設けられていないこと。
	周囲の状況・操作性		a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
	設置状況		地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
	操作部	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。

試験項目		試験方法	合否の判定基準
	予備品等	目視により確認する。	a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。
中継器	設置場所等	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要空間が保有してあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。 d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
	予備品等	目視により確認する。	a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。 b 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）を備えてあること。
電源	常用電源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で1,000㎡以上のものを除く。）又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。
感知器	警戒状況	目視により確認する。	a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けてあり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けてあること。 b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けてあり、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。 c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。
	差動式スポット型・定温式スポット型・補償式スポット型・熱複合式スポット型及び熱アナログ式スポット型	設置状況	目視により確認する。



試験項目	試験方法	合否の判定基準
定温式感知線型	設置状況 目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 感知線は、取付け面の下方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 周囲温度が、公称作動温度より20度以上低い場所に設けてあること。 c 感知線の取り付けは、止め金具(ステッフル、ステッカー等)を用いて、直線部分にあっては0.5m(垂れさが等のおそれがある場合0.35m)以内、屈曲部分にあっては0.1m以内の間隔で固定されていること。 d 感知線の屈曲半径は、0.05m以上であること。 e 感知線の接続は、各室ごと及び電線との接続箇所ごとに端子を用いて結線しており、かつ、その端子部分における端子と止め金具は、0.1m以内の間隔で固定されていること。
差動式分布型(空気管式)	設置状況 目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 空気管は、取付け面の下方0.3m以内、取付け面の各辺から1.5m以内の位置に設けてあること。 b 空気管の相互間隔は、主要構造部が耐火構造のものは9m(その他の構造のものにあっては6m)以下であること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができる場合は、この限りでない。 c 一の感知区域の空気管の露出長は、20m以上であること。 d 一の検出部に接続してある空気管長は、100m以下であること。 e 検出部は、前後に5度以上傾斜させないように設けてあること。 f 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合、その相互間隔は1.5m以内であること。 g 空気管は、止め金具(ステッフル等)により、直線部分にあっては0.35m以内の等間隔に、接続部分又は屈曲部分にあっては5cm以内に確実に固定してあること。 h 空気管の屈曲半径は、5mm以上とし、かつ、つぶれ等がないこと。 i テックス、耐火ボード等に取付けてある場合は、熱効果が十分得られるように露出して設けてあること。 j 空気管の接続は、接続管(スリーブ)を用いてはんだ付けとし、かつ、接続部分を腐食等のないよう塗装等がしてあること。 k 傾斜が10分の3以上となる天井にあっては、空気管の間隔がその頂部は「密」、下方は「粗」となるように設けてあること。 l 空気管が壁体等を貫通する部分には、保護管、プッシング等が設けてあること。
差動式分布型(熱電対式)	設置状況 目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 熱電対部は、取付け面の下方0.3m以内に設けてあること。 b 一の感知区域の熱電対部の接続個数は、4個以上であること。 c 一の検出部に接続する熱電対部の数は、20個以下であること。 d 検出部は、5度以上傾斜させないように設けてあること。 e 熱電対部と電線の接続は、圧着接続した後ビニルスリーブ等で圧着部を被覆するなど確実に接続してあること。 f 熱電対部の極性に誤接続がないこと。 g 配線を固定する止め金具は、熱電対部を止めていないこと。
差動式分布型(熱半導体式)	設置状況 目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 感熱部の下端は、取付け面の下方0.3m以内に設けてあること。 b 一の感知区域の感熱部の設置個数は、2個(取付け面の高さが8m未満の場合は1個)以上であること。 c 一の検出部に接続する感熱部の数は、2個以上15個以下であること。

試験項目	試験方法	合否の判定基準
煙感知器(光電式分離型及びアナログ式を除く)・イオン化アナログ式スポット型及び光電アナログ式スポット型	設置状況 目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> d 検出部は、5度以上傾斜させないように設けてあること。 e 感熱部と検出部の接続は、直列に接続してあること。 f 感熱部の極性に誤接続がないこと。 a 感知器の下端は、取付け面の下方0.6m以内に設けてあること。 b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が1.2m未満の場合、中心部に設けてあること。 c 天井が低い居室(天井高2.3m未満)又は狭い居室(40㎡未満の居室)の場合は、入り口付近に設けてあること。 d 天井付近に吸気口のある居室にあっては当該吸気口付近に、換気口等の空気の吹出口のある居室にあっては当該吹出口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。 e 45度以上傾斜させないように設けてあること。 f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。 g 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m(3種の感知器にあっては20m)以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路 (b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路 (c) 開放式の廊下又は通路 h 階段又は傾斜路に設けてある場合は、垂直距離15m(3種の感知器にあっては10m)について1個以上設けてあること。ただし、開放式の階段には設けないことができる。 i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所(水平断面積1㎡以上のものに限る。)は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該区画に煙感知器を設けてある場合。 (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合。 (c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合。
熱煙複合式スポット型	設置状況 目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 感知器の下端は、取付け面の下方0.3m以内に設けてあること。 b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。 c 天井が低い居室(天井高2.3m未満)又は狭い居室(40㎡未満の居室)の場合は、入り口付近に設けてあること。 d 天井付近に吸気口のある居室にあっては当該吸気口付近に、換気口等の空気の吹出口のある居室にあっては当該吹出口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。 e 45度以上傾斜させないように設けてあること。 f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。この場合の感知器の個数は、取付け高さ等に応じた感知面積の大きいものの面積をもって算定すること。 g 廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m(3種の感知器にあっては20m)以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路 (b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路



試験項目		試験方法	合否の判定基準
			(c) 開放式の廊下又は通路 h 階段又は傾斜路に設けてある場合は、垂直距離15m（3種の感知器にあつては10m）について1個以上設けてあること。ただし、開放式の階段には設けないことができる。 i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は、設けないことができる。 (a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該機械室に煙感知器が設けてある場合 (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合 (c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合
光電式分離型及び光電アナログ式分離型	設置状況	目視により確認する。	a 光軸は、平行する壁から0.6m以上離れた位置に設けてあること。 b 感知器の受光面は、直射日光等が当たらないよう設けられてあること。 c 送光部及び受光部は、背後の壁から1m以内の位置に設けてあること。 d 天井等の高さが15m以上の場合にあっては1種が、15m未満の場所にあっては1種又は2種のものが設けてあること。 e 光軸の高さは、天井等の高さの80%以上となる位置に設けてあること。 f 光軸の長さは、公称監視距離以内で、かつ、100m以下であること。 g 感知器は、壁によって区画された区域ごとに当該区域の各部分から1の光軸までの水平距離が7m以下となるように設けてあること。
炎感知器	設置状況	目視により確認する。	a 道路の用に供される部分以外に設けられるもの ア 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。 イ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 ウ 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。 エ 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。 b 道路の用に供される部分に設けられるもの ア 感知器は、道路の側壁部又は路端の上方に設けてあること。 イ 感知器は、道路面（監視員通路が設けられている場合にあっては、当該通路面）からの高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設けてあること。 ウ 感知器は、道路の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。ただし、設置個数が1となる場合にあっては、2個設置してあること。 エ 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。 オ 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。
構造・性能		目視により確認する。	a 検定品であること。 b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知の妨げになる塗装等がされていないこと
発信機	設置場所等	目視により確認する。	a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けてあること。 b 押ボタンスイッチの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下となるよう設けてあること。 c 各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が50m以下となるように設けてあること。 d 操作上支障となる障害物がないこと。 e 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 f 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 g 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、屋外型又はこれと同等以上の防護措置が講じてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。 c 消火栓ボックス等の扉の開閉にともなって可動する配線等は、開閉により機能に支障をきたさないように措置してあること。
表示灯	設置場所等	目視により確認する。	a 発信機の直近に設けてあること。 b 多数の者が目にふれやすい位置に設けてあること。 c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 f 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯状態が、明確に確認できるように設けてあること。
	構造	目視により確認する。	a 灯火は、赤色であること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。
地区音響装置	設置場所等	目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。 b 各階ごとに、その階の各部から一の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けてあること。 c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。 e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。
	構造	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。



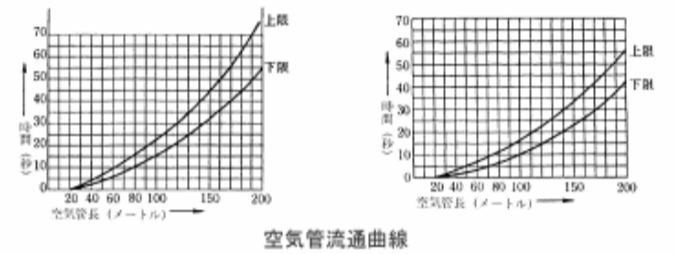
機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準							
配線	共通線試験	受信機の個々の共通線について、共通線を外し、受信機の回路導通試験により、試験用計器等で断線となる警戒区域数を確認する。	共通線が共用している警戒区域の数は、7以下であること。							
	※送り配線試験	次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、当該試験回線の感知器が送り配線となっていることを確認した後に、感知器の1線を外し当該回線末端の発信機等を作動させることにより行う。 <table border="1"> <tr> <th>警戒区域数</th> <th>試験回線数</th> </tr> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </table>	警戒区域数	試験回線数	10以下	1	11以上50以下	2	51以上	3
警戒区域数	試験回線数									
10以下	1									
11以上50以下	2									
51以上	3									
受信機	※火災表示試験	2信号式受信機及び蓄積式受信機以外の受信機 火災灯、地区表示装置、主音響装置及び地区音響装置（以下「火災表示」という。）の作動状況 保持機能（P型3級及びGP型3級を除く。）	火災表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。 火災表示、保持機能が正常であること。							
	2信号式受信機	2信号式の機能	① 火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。 ② 第1信号の受信時に発信機を作動させる。							
	蓄積式受信機	蓄積式の機能	① 火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。 ② 蓄積時間中に発信機を作動させる。							
			a 第1信号において地区表示装置及び主音響装置又は副音響装置が作動し、第2信号において火災灯の点灯及び地区音響装置が作動すること。 b 発信機を作動させた場合、直ちに火災表示を行うこと。							
			a 設定された時間以内に火災表示を行うこと。 b 発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し火災表示を行うこと。							

試験項目		試験方法	合否の判定基準
※注意表示試験	アナログ式受信機	注意表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	注意表示が正常であること。
設定表示温度試験	アナログ式感知器の設定表示温度等	感度設定装置を操作する。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
※回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
※同時作動試験	常用電源使用時	任意の5回線（5回線未満の受信機にあつては全回線）を火災作動状態にする。	受信機、主音響装置、地区音響装置、附属装置等の機能に異常がなく、適正に火災作動状態を継続すること。
	予備電源使用時	任意の2回線（1回線の受信機にあつては1回線）を火災作動状態にする。	
※感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	所定の操作で作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
	遠隔試験機能を有するもの	外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。	
※予備電源試験	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
	電圧	予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
※非常電源試験（予備電源が非常電源を兼用している場合は、予備電源試験を行うことにより省略することができる。）	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
附属装置試験		附属装置を作動又は作動状態におき、火災表示試験及び注意表示試験の試験方法により行う。	a 附属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号が総合操作盤に移報すること。
相互作用試験（一の防火対	相互通話状況	受信機を設けてある場所相互間において相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。



総合試験

試験項目		試験方法		合否の判定基準										
	象物に2以上の受信機が設けられているもの。)	地区音響装置鳴動状況	火災表示試験スイッチを所定の操作して行う。	いずれの受信機からも地区音響装置が正常に鳴動すること。										
中継器	設定表示温度試験	アナログ式中継器	アナログ式感知器の設定表示温度等	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。										
	※回路導通試験	導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状況を自動監視しているものについては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。		a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。										
	※予備電源試験(予備電源を有するもの)	電源の自動切替機能	主電流の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。										
		電圧	試験スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。										
感知器	差動式分布型(空気管式)	※☆作動試験	検出部の試験孔に空気注入試験器(以下「テストポンプ」という。)を接続し、試験コックを作動試験位置に合わせ、感知器の作動空気圧(空気膨張圧力)に相当する空気量をテストポンプにより注入し、その時点から接点が閉じるまでの時間を測定する。	空気注入後接点が閉じるまでの時間が当該検出部に明示されている範囲内であること。										
		作動継続試験	作動試験で感知器が作動してから接点が閉じるまでの時間を測定する。	接点が閉じた後接点が開くまでの時間が当該検出部に明示されている範囲内であること。										
		流通試験	検出部の試験孔又は空気管の一端にマンメーターを接続し、試験コックを流通試験位置に合わせ他端に接続したテストポンプにより空気を注入し、マンメーターの水位を約100mmまで上昇させ水位を停止させる。 次に試験コック等により送気口を開き、上昇水位の2分の1まで下がる時間を測定する。 なお、マンメーターの水位が停止しないものについては、空気管に洩れのおそれがあるので試験を中止して点検する。	上昇水位の2分の1まで下がる時間が空気管の長さに応じ表示されている各検出部の値の範囲内であること。 ① 空気管の内径が1.4mmの場合 ② 空気管の内径が1.5mmの場合  空気管流通曲線										
		接点水高試験	検出部の試験孔又は空気管端子にマンメーター及びテストポンプを接続し、試験コックを接点水高試験位置に合わせ、微量の空気を徐々に注入して接点が閉じたときの水位を測定する。	接点が閉じた時の水位が各検出部に明示されている値の範囲内であること。										
差動式分布型(熱電対式)	※☆作動試験	試験器のプラグを検出部に差し込み検出部に電圧を印加し、作動したときの電圧を測定する。	作動したときの電圧が検出部ごとに明示されている値の範囲内であること。											
	回路合成抵抗試験	試験器のプラグを検出部に差し込み、熱電対回路の合成抵抗値を測定する。	合成抵抗値が検出部ごとに明示されている値以下であること。											
差動式分布型(熱半導体式)	※☆作動試験	試験器のプラグを検出部に差し込み検出部に電圧を印加し、作動したときの電圧を測定する。ただし、取付け位置の高さが8m未満のものについては、差動式スポット型の作動試験の試験方法の例によること。	作動したときの電圧が検出部ごとに明示されている値の範囲内であること。ただし、差動式スポット型の試験の例によったものは、当該判定基準の例によること。											
	回路合成抵抗試験	試験器のプラグを検出部に差し込み、熱半導体回路の合成抵抗値を測定する。	合成抵抗値が検出部ごとに明示されている値以下であること。											
定温式感知線型	作動試験	回路の端末の回路試験器を作動する。	受信機が火災表示すること。											
	回路合成抵抗試験	感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を測定する。	合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。											
差動式スポット型・補償式スポット型・定温式スポット型(再应用型)・熱アナログ式スポット型・熱複合式スポット型	※☆作動試験	加熱試験器を用いて感知器を作動させて行う。	正常に作動すること。											
定温式スポット型(非再应用型)	※☆作動試験	設置されている感知器の個数に応じて、次表により抜き取った個数の感知器それぞれについて、加熱試験器を用いて作動させる。 <table border="1" data-bbox="651 2478 1008 2656"> <thead> <tr> <th>感知器設置個数</th> <th>抜き取った個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1以上10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上101以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>101以上</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	感知器設置個数	抜き取った個数	1以上10以下	1	11以上50以下	2	51以上101以下	4	101以上	7	正常に作動すること。	
感知器設置個数	抜き取った個数													
1以上10以下	1													
11以上50以下	2													
51以上101以下	4													
101以上	7													



総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
イオン化式スポット型・光電式スポット型・イオン化アナログ式スポット型・光電アナログ式スポット型	※☆作動試験	加煙試験器を用いて行う。	正常に作動すること。	
	※作動試験	減光フィルターを用いて行う。	正常に作動すること。	
	※作動試験	感知器に適合する試験器を用いて行う。	正常に作動すること。	
発信機	作動試験	① 押ボタンを操作して作動させ行う。 ② P型1級発信機にあつては、送受信器を接続して通話を行う。	a 正常に作動すること。この場合において、確認灯を有するものにあつては、正常に点灯すること。 b P型1級発信機にあつては、受信機との間で相互に同時通話できるものであること。	
地区音響装置	鳴動方式試験	所定の操作により作動させ行う。	a 地区音響装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。 b 一定時間以内及び新しい火災信号を受信した時は一斉に鳴動すること。	
	作動試験	音声により警報を発するもの以外のもの	音響装置（取り付けられた状態）の中心から1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、90dB以上であること。
		音声により警報を発するもの	定格出力により音声警報の第二警報音を鳴動させた状態において、音響装置（取り付けられた状態）の中心から1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、92dB以上であること。

- 備考
- 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。
 - 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。
 - 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。
 - ※印の試験は、自動試験機能を有する自動火災報知設備にあつては、自動的又は簡単な操作による試験によって記録紙等に「異常」表示が行われないことを確認することにより替えることができる。
 - ☆印の試験は、遠隔試験機能を有する自動火災報知設備にあつては、外部試験器による試験によって記録紙等に「異常」表示が行われないことを確認することにより替えることができる。

